

浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例

平成29年12月20日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、西海岸の里浜の保全及び活用（以下「保全等」という。）の促進についての基本理念を確立することで、市並びに市民、活動団体、事業者及び来訪者（以下「市民等」という。）がそれぞれ果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、貴重な地域資源としての里浜の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里浜づくりの次世代への継承を図り、もって市民の健康及び福祉の充実、心豊かな生活の確保並びに協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里浜 多様な自然環境を構成している海浜と人々とのつながりが現代の暮らしの中で身近なものとして、様々な活動がなされているカーミージー周辺の海岸等をいう。
- (2) 里浜づくり 地域の人々が海辺と自分たちの地域の関わりがどうあるべきかを環境保全及び災害防止のあり方も含めて議論し、海辺を地域の共有空間として意識しながら、長い時間をかけて地域の人々と海辺との固有のつながりを培い、及び作り出していく様々な運動又は取組をいう。
- (3) カーミージー 西海岸の空寿崎の先にある、亀の形をした石灰岩の大岩をいう。
- (4) 活動団体 里浜づくりを理解し、里浜の保全等の活動を積極的かつ主体的に行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (6) 来訪者 県民及び観光等の目的で市外から来訪する者をいう。

(基本理念)

第3条 里浜の保全等は、里浜が現在及び将来にわたり市民等が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 生物多様性及び自然の循環に着目し、里浜の貴重な自然環境の保全及び回復を図ること。
- (2) 市民参加を主体とした里浜の歴史及び文化の学習及び伝承の場として活用する

こと。

- (3) 里浜を防災意識向上及び憩いの場として活用し、都市の生活環境の保全及び回復を図ること。
- (4) 里浜における環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいを確保すること。
- (5) 市及び市民等との協働による里浜づくりの推進を図ること。
- (6) 里浜づくりの活動と理念を持続させるため、環境教育及び環境学習を通して人材育成を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里浜の保全等の促進についての施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、里浜の状態及び利用状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、当該施策を市民等及び関係機関等と協力して実施しなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、当該施策を市民等及び関係機関等に周知しなければならない。

4 市は、里浜の意義に関する市民等の理解を深めるため、必要な普及啓発活動を行わなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、里浜の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する里浜の保全等についての施策に協力するものとする。

(協議会)

第6条 里浜の保全等に関する関係者間の意見交換及び情報共有を図るため、浦添市里浜保全活用促進協議会を設置する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。